

南砺市児童遊具整備費補助金  
児童遊具の整備を補助します  
～子どもたちの健全育成のため ご活用ください～

自治会等が、児童の遊び場を確保するために児童遊具を新しく設置したり、修繕したりする場合に事業費の一部を補助します。

○補助の要件

- ・児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする広場
- ・面積がおおむね150㎡以上の広場
- ・自治会等が傷害保険に加入し、管理していること

○補助率・限度額

- ・補助率 事業費(撤去費用含む) 1 / 2以内  
(千円未満切捨)
- ・限度額  
設置(新規・更新) 15万円  
修繕 5万円



○その他

- ・補助は1広場につき 年度1回に限る。
- ・既存遊具の更新は、10年以上経過したものを対象とする。
- ・年度予算の範囲内で対応しますので、**必ず事前にご相談ください。**

詳しくは、下記(こども課)までお問い合わせください。

担当：こども課 子育て応援係 Tel：23-2010